

【保育課関係】

「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」 比較表（下線部：変更箇所）

改正案（令和3年度当初）					現行（令和2年度当初）				
別表					別表				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	保育士資格取得支援事業	1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 ・「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。）の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円 (2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり 7,210円	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2	直接補助事業	保育士資格取得支援事業	1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 ・「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。）の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円 (2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり 7,000円	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2
		2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限 100,000円 (2) 代替保育士雇上費 1人1日当たり 7,000円							

	<p>保育士・保育所支援センター設置運営事業</p> <p>(1) 保育士・保育所支援センター開設運営経費 1 自治体当たり <u>7,200,000</u>円</p> <p>(2) 保育士再就職支援コーディネーター雇上費 1 自治体当たり 4,000,000円 ※加算の対象となる場合、1自治体当たり 8,000,000円 ※平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1 自治体当たり 4,000,000円</p> <p>(3) 再就職支援及び雇用管理改善経費 1 自治体当たり <u>469,000</u>円</p> <p>(4) 潜在保育士の把握及びセンター認知度向上のための経費 1 自治体当たり <u>6,119,000</u>円</p> <p>(5) 保育士登録簿を活用した就職促進経費 1 自治体当たり <u>3,664,000</u>円</p> <p>(6) マッチングシステム導入費 1 自治体当たり 7,000,000円 (減額の場合) 5,000,000円</p> <p>(7) 放課後児童支援員の人材確保支援経費 1 自治体当たり <u>1,217,000</u>円</p>	<p>保育士・保育所支援センター設置運営事業</p>	<p>保育士・保育所支援センター開設運営経費 1 自治体当たり <u>4,300,000</u>円</p> <p>(2) 保育士再就職支援コーディネーター雇上費 1 自治体当たり 4,000,000円 ※加算の対象となる場合、1自治体当たり 8,000,000円 ※平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1 自治体当たり 4,000,000円</p> <p>(3) 再就職支援及び雇用管理改善経費 1 自治体当たり <u>465,000</u>円</p> <p>(4) 潜在保育士の把握及びセンター認知度向上のための経費 1 自治体当たり <u>4,030,000</u>円</p> <p>(5) 保育士登録簿を活用した就職促進経費 1 自治体当たり <u>3,517,000</u>円</p> <p>(6) マッチングシステム導入費 1 自治体当たり 7,000,000円 (減額の場合) 5,000,000円</p> <p>(7) 放課後児童支援員の人材確保支援経費 1 自治体当たり <u>1,190,000</u>円</p>	<p>保育士・保育所支援センター設置運営事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>1 / 2</p>
	<p>潜在保育士再就職支援事業</p> <p>1 施設当たり 100,000円</p>	<p>潜在保育士再就職支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員</p>	<p>1 / 2</p>		

認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1 指定都市、中核市当たり年額 354,000 円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1 指定都市、中核市当たり年額 354,000 円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1 / 3
認可外保育施設改善等事業 (安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。)	(1) 基本改善事業 1 事業当たり 7,200,000 円 (2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策事業、病児保育事業(体調不良児対応型) 推進事業 1 事業当たり 1,029,000 円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費、及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	1 / 3	認可外保育施設改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費、及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費	1 / 3
認可外保育施設改善等事業 (緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。)	(2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1 施設当たり 32,000,000 円	保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。)	1 / 2	認可外保育施設改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、	1 / 2

	<p>後児童クラブ閉所時間帯における乳幼児受入れ支援事業)</p>	<p>保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業</p>	<p>1. 保育所等の質の確保・向上のための研修 研修開催経費 1回当たり 302,000円</p> <p>2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり 年額 4,062,000円</p>	<p>保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費)、役員費、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費</p>	<p>1 / 2</p>
	<p>後児童クラブ閉所時間帯における乳幼児受入れ支援事業)</p>	<p>保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業</p>	<p>1. 保育所等の質の確保・向上のための研修 研修開催経費 1回当たり 353,000円</p> <p>2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり 年額 4,062,000円</p>	<p>保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費)、役員費、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、賃借料、備品購入費</p>	<p>1 / 2</p>
	<p>後児童クラブ閉所時間帯における乳幼児受入れ支援事業)</p>	<p>保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業</p>	<p>1. 保育所等の質の確保・向上のための研修 研修開催経費 1回当たり 302,000円</p> <p>2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり 年額 4,062,000円</p>	<p>保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費)、役員費、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、賃借料、備品購入費</p>	<p>1 / 2</p>

再就職支援 事業		就職支援事業 を実施するた めに必要な報 酬、給料、職員 手当等、賃金、 共済費、旅費、 需用費（消耗 品費、燃料費、 会議費、印刷 製本費、光熱 水費及び修繕 料）、役務費 （通信運搬 費、広告料、手 数料）、委託 料、使用料及 び賃借料並び に備品購入費		再就職支援 事業	就職支援事業 を実施するた めに必要な報 酬、給料、職員 手当等、賃金、 共済費、旅費、 需用費（消耗 品費、燃料費、 会議費、印刷 製本費、光熱 水費及び修繕 料）、役務費 （通信運搬 費、広告料、手 数料）、委託 料、使用料及 び賃借料並び に備品購入費	1.0/1.0 (注2)
				保育人修学 資金貸付等 事業	以下に掲げる額に9/10を乗じて得た額 1 保育人修学資金貸付 (1) 基本額 1人当たり月額 50,000 円以内 (2) 加算額 ・入学準備金(貸付初回時) 1人当たり 200,000 円以内 ・就職準備金(卒業時) 1人当たり 200,000 円以内 ・貸付申請時に生活保護受給世帯の者 であって、養成施設に入学し、在学す る者 1月当たり貸付申請時における貸 付対象者の居住地の生活扶助基準の 居宅(第1類)に掲げる額のうち貸 付対象者の年齢に対応する年齢区分 の額に相当する額以内 2 保育補助者雇上費貸付	1.0/1.0 (注2)

		<p>本園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 23,000,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下 1 施設当たり 35,000,000 円 利用 (増加) 定員 60 名以上 1 施設当たり 63,000,000 円 分園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 17,000,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上 1 施設当たり 24,000,000 円 ③上記①、②以外の場合 本園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 15,000,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下 1 施設当たり 27,000,000 円 利用 (増加) 定員 60 名以上 1 施設当たり 55,000,000 円 (イ) 老朽化又は移転・質の向上のため の改修の場合 1 施設当たり 27,000,000 円 分園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 9,000,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上 1 施設当たり 16,000,000 円 (イ) 老朽化又は移転・質の向上のため の改修の場合 1 施設当たり 16,000,000 円</p>			<p>本園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 23,000,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下 1 施設当たり 35,000,000 円 利用 (増加) 定員 60 名以上 1 施設当たり 63,000,000 円 分園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 17,000,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上 1 施設当たり 24,000,000 円 ③上記①、②以外の場合 本園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 15,000,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下 1 施設当たり 27,000,000 円 利用 (増加) 定員 60 名以上 1 施設当たり 55,000,000 円 (イ) 老朽化対応の場合 1 施設当たり 27,000,000 円 分園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 9,000,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上 1 施設当たり 16,000,000 円 (イ) 老朽化対応の場合 1 施設当たり 16,000,000 円</p>	
--	--	---	--	--	---	--

施設改修費等支援事業	<p>1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p>1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>(2) 移転費等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転費 <ul style="list-style-type: none"> 1 施設当たり 1,200,000 円 ・ 仮設置費 <ul style="list-style-type: none"> 1 施設当たり 3,800,000 円 	施設改修費等支援事業	1 施設当たり 32,000,000 円	施設改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役員費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費	(1) 都市部における保育所等への賃借料 ① 平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1 施設当たり年額 12,000,000 円 ② 上記①以外の場合 1 施設当たり年額 22,000,000 円 (2) 保育所設置促進事業 1 か所当たり 21,200,000 円	(1) 都市部における保育所等への賃借料等への賃借料等支援事業	認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業	認可化移行の移転費 1 施設当たり 1,200,000 円 仮設置費 1 施設当たり 3,800,000 円	1 / 2
施設改修費等支援事業	<p>1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p>1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>(2) 移転費等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転費 <ul style="list-style-type: none"> 1 施設当たり 1,200,000 円 ・ 仮設置費 <ul style="list-style-type: none"> 1 施設当たり 3,800,000 円 	施設改修費等支援事業	1 施設当たり 32,000,000 円	施設改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役員費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費	(1) 都市部における保育所等への賃借料等への賃借料等支援事業	認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業	認可化移行の移転費 1 施設当たり 1,200,000 円 仮設置費 1 施設当たり 3,800,000 円	認可化移行の移転費 1 施設当たり 1,200,000 円 仮設置費 1 施設当たり 3,800,000 円	1 / 2

					1 自治体当たり 年額 550,000 円	費)、役務費 (通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金			
					1 か所当たり 年額 2,160,000 円 (3) 医療的ケア児保育支援者配置加算 1 自治体当たり 年額 2,160,000 円 ※ただし、喀痰吸引等研修の課程を終了した者が担う場合、1 自治体当たり年額 130,000 円を加算する。 (4) ガイドライン策定加算 1 自治体当たり 年額 560,000 円 (5) 検討会等設置加算 1 自治体当たり 年額 360,000 円	費)、役務費 (通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金			
家庭支援推進保育事業	家庭支援推進保育事業	家庭支援推進 保育事業	家庭支援推進 保育事業	1 か所当たり 年額 3,846,000 円	1 か所当たり 年額 3,846,000 円	家庭支援推進 保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	家庭支援推進 保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2	1 / 2
保育所等における要支援児童等対応推進事業	保育所等における要支援児童等対応推進事業	保育所等における要支援児童等対応推進事業	保育所等における要支援児童等対応推進事業	1 か所当たり年額 4,567,000 円	1 か所当たり年額 4,567,000 円	保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、	保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、	2 / 3	2 / 3

					(保守料、通信運搬費、広告料、手数料、使用料、賃借料)	10/10
	新たな待機児童対策提案型事業	1 自治体当たり年額 10,000,000円 ただし、複数の自治体での事業を行う場合 1 事業当たり年額 10,000,000円	新たな待機児童対策提案型事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	10/10		

(注1)「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であり、改修する年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量90人以上の市町村に限る。)が行う、以下の(1)及び(2)の要件をすべて満たす改修については、補助率を2/3(家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては8/9)とする。

- (1) 保育の受け皿が増加する改修(新設、定員の拡大)であること。
- (2) 原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年度の4月1日時点の利用定員数を超える申込児童数が

					(保守料、通信運搬費、広告料、手数料、使用料、賃借料)	10/10
	新たな待機児童対策提案型事業	1 自治体当たり年額 10,000,000円 ただし、複数の自治体での事業を行う場合 1 事業当たり年額 10,000,000円	新たな待機児童対策提案型事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	10/10		

(注1)「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であり、改修する年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量90人以上の市町村に限る。)が行う、以下の(1)及び(2)の要件をすべて満たす改修については、補助率を2/3(家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては8/9)とする。

- (1) 保育の受け皿が増加する改修(新設、定員の拡大)であること。
- (2) 原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年度の4月1日時点の利用定員数を超える申込児童数が

見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1，2歳児」及び「3歳以上児」の3区分）の利用定員総数が増加する改修であること。

別紙（省略）

見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1，2歳児」及び「3歳以上児」の3区分）の利用定員総数が増加する改修であること。
（注2）間接補助事業者が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県等が総事業費の1/10を補助する場合に限る。

別紙（省略）

「保育人材確保事業の実施について」 新旧対照表（下線部：変更箇所）

改正後	現行
<p>雇用発 0417 第 2 号 平成 29 年 4 月 17 日 一部改正 子発 0831 第 2 号 平成 30 年 8 月 31 日 一部改正 子発 0329 第 17 号 平成 31 年 3 月 29 日 一部改正 子発 0401 第 16 号 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正 子発 0806 第 3 号 令和 2 年 8 月 6 日 一部改正 子発 第 号 令和 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>各</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>保育人材確保事業の実施について</p> <p>(略)</p>	<p>雇用発 0417 第 2 号 平成 29 年 4 月 17 日 一部改正 子発 0831 第 2 号 平成 30 年 8 月 31 日 一部改正 子発 0329 第 17 号 平成 31 年 3 月 29 日 一部改正 子発 0401 第 16 号 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正 子発 0806 第 3 号 令和 2 年 8 月 6 日</p> <p>都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>各</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>保育人材確保事業の実施について</p> <p>(略)</p>

記	記
<p>第1 事業の種類 1 ～ 10 (略)</p> <p><u>11 保育士・保育の現場の魅力発信事業</u></p> <p>第2 事業の実施 各事業の実施に当たっては、次によること。 1 ～ 10 (略)</p> <p><u>11 保育士・保育の現場の魅力発信事業 (別添11)</u></p> <p>別添1 保育士資格取得支援事業実施要綱</p> <p>I 保育士資格取得支援事業 1～6 (略)</p> <p>7 領収書について (1) (略) (2) 領収書 (又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。) には、次の事項が記載されていることを確認すること。 ア～オ (略) (削る)</p> <p>(3) 領収書等に訂正のある場合、養成施設の訂正印又は署名のないものは無効であること。 (4) ～ (5) (略)</p> <p>8～9 (略)</p>	<p>第1 事業の種類 1 ～ 10 (略) (新設)</p> <p>第2 事業の実施 各事業の実施に当たっては、次によること。 1 ～ 10 (略) (新設)</p> <p>別添1 保育士資格取得支援事業実施要綱</p> <p>I 保育士資格取得支援事業 1～6 (略)</p> <p>7 領収書について (1) (略) (2) 領収書 (又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。) には、次の事項が記載されていることを確認すること。 ア～オ (略) カ「領収印」</p> <p>(3) 領収書等に訂正のある場合、養成施設の訂正印のないものは無効であること。 (4) ～ (5) (略)</p> <p>8～9 (略)</p>

<p>II 保育士試験による資格取得支援事業</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 実施要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 領収書について</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 領収書 (又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。) には、次の事項が記載されていることを確認すること。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ「領収印」</u></p> <p>iii) 領収書等に訂正のある場合、講座実施事業者の訂正印又は署名のないものは無効であること。</p> <p>iv) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>別添 2・3 (略)</p> <p>別添 4</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施主体</p>	<p>II 保育士試験による資格取得支援事業</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 実施要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 領収書について</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 領収書 (又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。) には、次の事項が記載されていることを確認すること。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ「領収印」</u></p> <p>iii) 領収書等に訂正のある場合、講座実施事業者の訂正印又は署名のないものは無効であること。</p> <p>iv) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>別添 2・3 (略)</p> <p>別添 4</p> <p>保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施主体</p>
<p>II 保育士試験による資格取得支援事業</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 実施要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 領収書について</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 領収書 (又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。) には、次の事項が記載されていることを確認すること。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ「領収印」</u></p> <p>iii) 領収書等に訂正のある場合、講座実施事業者の訂正印のないものは無効であること。</p> <p>iv) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>別添 2・3 (略)</p> <p>別添 4</p> <p>保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施主体</p>	<p>II 保育士試験による資格取得支援事業</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 実施要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 領収書について</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 領収書 (又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。) には、次の事項が記載されていることを確認すること。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ「領収印」</u></p> <p>iii) 領収書等に訂正のある場合、講座実施事業者の訂正印のないものは無効であること。</p> <p>iv) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>別添 2・3 (略)</p> <p>別添 4</p> <p>保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施主体</p>

実施主体は、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(特別区を含む。以下同じ。) (以下、別添4において「市町村」という。)、又は、市町村が認めた者とす。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

都道府県又は市町村以外の者が運営する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村が実施する認可保育所もしくは地域型保育事業への移行を前提として、整備費・改修費または賃借料の国庫補助を受けている施設に限る。）及び企業主導型保育事業（以下「保育所等」という。）に対し、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助する。

4 対象者

本事業の対象者は保育所等に勤務する常勤の保育士（平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除く。）のうち、保育所等に採用された日から起算して9年以内の者とする。ただし、次に該当する市町村が実施する場合、対象者は保育所等に採用された日から起算して5年以内の者とする。

- ・ 前年度及び前々年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が2未満となる職業安定所の管轄する区域に所在する市町村（ただし、事業を実施する年度の前年度かつ前々年度の4月1日時点における待機児童数が50人以上である市町村は除く。）

(削る)

実施主体は、「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(特別区を含む。以下同じ。) (以下、別添4において「市町村」という。)、又は、市町村が認めた者とす。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

都道府県又は市町村以外の者が運営する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村が実施する認可保育所もしくは地域型保育事業への移行を前提として、整備費・改修費または賃借料の国庫補助を受けている施設に限る。）及び企業主導型保育事業（以下「保育所等」という。）に対し、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助する。

4 対象者

本事業の対象者は保育所等に勤務する常勤の保育士（平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除く。）のうち、保育所等に採用された日から起算して10年以内の者とする。ただし、次に該当する市町村が実施する場合、対象者は保育所等に採用された日から起算して5年以内の者とする。

- ① 前年度及び前々年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が全国平均を超えていない職業安定所が管轄する区域に所在する市町村であって、かつ、事業を実施する年度及び前年度の4月1日時点における待機児童数が50人未満である市町村

- ② 前年度及び前々年度の1月における職業安定業務統計による保育士の有効求人倍率が全国平均を超えていない職業安定所が管轄する区域に所在する市町村であって、かつ、事業を実施する前年度の4

<p>また、<u>令和2年度から本事業による借り上げ支援を受けていた者で引き続き令和3年度も事業の対象となる者のうち、令和2年度において「保育所等に採用された日から起算して5年以内の者」だった者は、令和3年度も引き続き、「保育所等に採用された日から起算して5年以内」の者とする。</u></p>	<p><u>月1日時点における待機児童数が50人未満であった市町村において事業を実施する年度の4月1日時点における待機児童数が50人以上である市町村</u> (新設)</p>
<p>(経過措置)</p> <p>①～④のいずれかに該当する市町村については、<u>令和3年度</u>に限り本事業の対象者に、次の者を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者（令和3年3月31日時点において、平成29年度、平成30年度又は令和元年度からの経過措置を含め、現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る）。 	<p>(経過措置)</p> <p>①～③のいずれかに該当する市町村については、<u>令和2年度</u>に限り本事業の対象者に、次の者を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者（令和2年3月31日時点において、平成29年度又は平成30年度からの経過措置を含め、現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る）。
<p>(経過措置)</p> <p>① 平成29年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、<u>令和3年度</u>において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内の者となる市町村</p> <p>② 平成30年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、<u>令和3年度</u>において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内の者となる市町村</p> <p>③ 令和元年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、<u>令和3年度</u>において本事業の対象者が保育所等に採用された日から</p>	<p>① 平成29年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、<u>令和2年度</u>において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内の者となる市町村</p> <p>② 平成30年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、<u>令和2年度</u>において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内の者となる市町村</p> <p>③ 令和元年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、<u>令和2年度</u>において本事業の対象者が保育所等に採用された日から</p>

<p>起算して5年以内の者となる市町村</p> <p>④ <u>令和2年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、令和3年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内の者となる市町村</u></p> <p>5 留意事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令和元年度から引き続き令和2年度において本事業の対象者であって、令和3年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、令和元年度の補助基準額を適用</u>できること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>別添5～6 (略)</p> <p>別添7</p> <p>保育補助者雇上強化事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的</p> <p>保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 実施要件</p>	<p>起算して5年以内の者となる市町村</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令和元年度において本事業の対象者であって、令和2年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、令和元年度の補助基準額を適用</u>できること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>別添5～6 (略)</p> <p>別添7</p> <p>保育補助者雇上強化事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的</p> <p><u>短時間勤務の保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助</u>を行う者（以下「保育補助者」という。）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 実施要件</p>
---	---

<p>本事業により雇い上げる保育補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 留意事項</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村について</u> <u>は、利用定員が121人未満の施設の場合は3,111千円、利用定員</u> <u>が121人以上の施設の場合は6,222千円の補助基準額を適用でき</u> <u>るものとする。</u></p> <p>8 (略)</p> <p>別添 8</p> <p>若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的</p> <p>保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する経験年数の短い保育士（勤務経験が5年以内の保育士をいう。）や保育所等に再就職して間もない保育士（再就職後5年以内の保育士をいう。）（以下「若手保育士」という。）、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくりに、保育の質の確保・向上のための支援を行うことにより、保育人材の確保等を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p>	<p>本事業により雇い上げる保育補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>原則として勤務時間が週30時間以下であること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 留意事項</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>8 (略)</p> <p>別添 8</p> <p>若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的</p> <p>保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する経験年数の短い保育士（勤務経験が5年以内の保育士をいう。）や保育所等に再就職して間もない保育士（再就職後5年以内の保育士をいう。）（以下「若手保育士」という。）、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談を行うことにより、保育人材の確保等を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p>
---	---

<p>実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下、別添8において「都道府県等」という。）又は、都道府県等が認めた者とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保育事業者への巡回支援事業</p> <p>① (略)</p> <p>② 実施要件</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保育事業者支援コンサルタントの業務 保育事業者支援コンサルタントは、実施主体の管内の保育所等への巡回による保育事業者への相談支援を行うものとし、以下のいずれかの事項に該当する助言又は指導を行うとともに、関係機関との調整を行うこと。</p> <p>i <u>保育所等の勤務環境等に関する助言又は指導</u></p> <p>(削る)</p> <p>ii 保育の質の向上に関すること</p> <p>iii 事故の防止に関すること</p> <p>iv 保護者や地域住民等とのトラブル等に関すること</p> <p>v その他保育事業の円滑な運営に関すること</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>保育士の働き方改革への巡回支援</u></p> <p>① <u>事業内容</u> <u>保育所等において保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを行うとともに、保育士の離職防止を図るため、保育士の働き方の見直し</u></p>	<p>実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下、別添9において「都道府県等」という。）又は、都道府県等が認めた者とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保育事業者への巡回支援事業</p> <p>① (略)</p> <p>② 実施要件</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保育事業者支援コンサルタントの業務 保育事業者支援コンサルタントは、実施主体の管内の保育所等への巡回による保育事業者への相談支援を行うものとし、以下のいずれかの事項に該当する助言又は指導を行うとともに、関係機関との調整を行うこと。</p> <p>i <u>保育士及び保育従事者の雇用管理、勤務環境の改善及び業務負担軽減に関すること</u></p> <p>ii <u>保育所等におけるICT化の推進に関すること</u></p> <p>iii 保育の質の向上に関すること</p> <p>iv 事故の防止に関すること</p> <p>v 保護者や地域住民等とのトラブル等に関すること</p> <p>vi その他保育事業の円滑な運営に関すること</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

や定着管理のマネジメント、育児や介護など一人一人の実情に応じた多様な働き方を自由に選択できる勤務環境の整備、業務負担軽減・業務の再構築（以下「業務改善」という。）に関して、助言又は指導を行うため、保育士働き方改革支援コンサルタントによる保育所等への巡回相談の実施に必要な費用の一部を補助する。

② 実施要件

ア 保育士働き方改革支援コンサルタントの配置

実施主体は、社会保険労務士などの労務管理に関する専門的な知見を有し、保育事業者や保育士に対し、巡回相談を行うための「保育士働き方改革支援コンサルタント」を配置すること。

イ 保育士働き方改革支援コンサルタントの業務

保育士働き方改革支援コンサルタントは、実施主体の管内の保育所等への巡回による保育事業者や保育士への相談支援を行うものとし、以下のいずれかの事項に該当する助言又は指導を行うとともに、関係者との調整を行うこと。

- i 職員の勤務時間の改善（休憩時間の確保を含む）や有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度や短時間勤務制度、子の看護休暇・介護休暇制度等の整備に関すること
- ii 産休・育休後のキャリアパスの明確化や職場復帰支援プログラムの作成、技能・経験・役割に応じた処遇の整備に関すること
- iii 保育所等におけるICT化の推進に関すること
- iv 保育業務の書類作成の省力化に関すること
- v 業務改善に関すること
- vi その他勤務環境の改善に関すること

ウ 保育士働き方改革支援コンサルタントの要件

保育士働き方改革支援コンサルタントは、社会保険労務士などの労務管理に関する専門的な知見を有し、保育事業者や保育士に対し、巡回相談を行う者として、実施主体が適当と認める者であること

と。

エ その他

本事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

i 保育士働き方改革支援コンサルタントは、保育所等の業務改善に関する研修や事例の収集に努め、知見の蓄積を行うとともに、定期的に同一の保育所等を巡回することにより、継続的な支援に努めること。

ii 実施主体は、保育士働き方改革支援コンサルタントと連携を図り、必要な対応を講じること。

(5) 魅力ある職場づくりに向けた保育所等への啓発セミナー等の実施

(新設)

① 事業内容

保育所等において保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを行うとともに、保育士の離職防止を図るため、保育士の働き方の見直しや業務改善等に関して、保育所等の施設長や主任保育士、中堅の保育士などを対象とした働き方改革の啓発セミナーや実践例を用いた研修会等を開催するために必要な費用の一部を補助する。

② その他

本事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 保育士働き方改革支援コンサルタント等とも連携しつつ、助言指導を行った保育所等の実践例を紹介するなど、参加する保育所等に対して、働き方改革を実践しやすい研修内容とするなど工夫すること。

イ 知見の集積を図る観点から、セミナーや研修の内容は、厚生労働省へ情報提供すること。

(6) 保育実践充実コーディネーターによる巡回支援

(新設)

① 事業内容

保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・向上を図り、働きがいが高められるよう、保育実践充実コーディネーターによる巡回支援の実施に必要な費用の一部を補助する。

② 実施要件

ア 保育実践充実コーディネーターの配置

実施主体は、保育所保育指針に基づく実践及びその振り返りに基づく保育内容等の自己評価に関する助言・指導について知見を有し、保育事業者や保育士に対し、巡回支援を行うための「保育実践充実コーディネーター」を配置すること。

イ 保育実践充実コーディネーターの業務

保育実践充実コーディネーターは、保育所保育指針に基づく実践及びその振り返りに基づく保育内容等の自己評価について、実施主体の管内の保育所等に対して助言・指導を行うとともに、関係者との調整を行うこと。

ウ 保育実践充実コーディネーターの要件

保育所保育指針に基づく実践及びその振り返りに基づく保育内容等の自己評価に関する助言・指導について知見を有し、保育事業者や保育士に対し、巡回支援を行う者として、実施主体が適当と認める者であること。

エ その他

本事業の実施に当たっては、自治体で保育実践充実に関する巡回支援を行う者の名簿を作成し、適宜「保育実践充実コーディネーター」として派遣する場合でも差し支えない。

(7) 地域保育ネットワークを含む協議会の開催

① 事業内容

公開保育の実施の支援や各保育所の保育内容等の自己評価の促進を図るため、地域の全ての保育所等を対象とし、公開保育の実施や

(新設)

各施設の実践報告、実践を深めるための協議などを通じ、保育を多角的・多面的に捉え、継続的に保育について対話を重ねていくためのネットワーク会合の開催や事務局の運営に必要な費用の一部を補助する。

4 (略)

別添9

保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱

1 事業の目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者（以下「潜在保育士」という。）の就職や保育所を含めた児童福祉施設、認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、企業主導型保育事業を行う事業所及び認可外保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業への移行を目指す施設に限る。）、放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）の潜在保育士活用支援等を行うとともに、保育所等に勤務する保育士が保育分野で就業を継続するために必要な相談支援を行い、また保育士の負担軽減を図る観点から保育補助者・保育支援者（以下「保育補助者等」という。）の確保を行う「保育士・保育所支援センター」（以下「支援センター」という。）の設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下、別添9において

4 (略)

別添9

保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱

1 事業の目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者（以下「潜在保育士」という。）の就職や保育所を含めた児童福祉施設、認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、企業主導型保育事業を行う事業所及び認可外保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業への移行を目指す施設に限る。）、放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」（以下「支援センター」という。）の設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下、別添12において

<p>「都道府県等」という。)又は都道府県等が認めた者とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容</p> <p>本事業の対象は、支援センターが行う以下の取組とする。</p> <p>①支援センターの設置及び運営</p> <p>都道府県等において、支援センターを設置し、潜在保育士の再就職支援等に係る以下の業務を行う。なお、エの業務に当たっては、可能な限り、管内の保育所等を巡回することなどにより、より多くの保育所等の支援を行うこと。</p> <p>ア 潜在保育士、保育士を目指している者及び保育補助者等が新たに就職するための相談支援</p> <p>イ 保育所等勤務保育士が保育分野で就業を継続するための相談支援</p> <p>ウ 潜在保育士や保育補助者等への就職あっせん</p> <p>エ 潜在保育士や保育補助者等への求人情報の提供</p> <p>オ 保育所等への雇用管理や求人方法等に関する助言指導</p> <p>カ 研修の企画及びその実施</p> <p>キ その他潜在保育士の再就職支援等に関する事項</p> <p>③・④ (略)</p> <p>⑤ 支援センター認知度向上のための普及啓発</p> <p>支援センターの認知度を向上させ、潜在保育士等に支援センターを積極的に活用してもらうための以下の業務を行う。</p> <p>ア 潜在保育士の掘り起こし等に関するこれまでの活動実績や取組内容を紹介するシンポジウムの開催</p> <p>イ 集客力の高い施設や関連イベント等での出張相談会の開催</p> <p>ウ シルバー人材センターと合同で実施する就職相談会の開催</p> <p>エ その他支援センターの認知度向上のための取組の実施</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>て「都道府県等」という。)又は、都道府県等が認めた者とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容</p> <p>本事業の対象は、支援センターが行う以下の取組とする。</p> <p>①保育士・保育所支援センターの設置及び運営</p> <p>都道府県等において、支援センターを設置し、潜在保育士の再就職支援等に係る以下の業務を行う。</p> <p>ア 潜在保育士、保育所等勤務保育士及び保育士を目指している者への相談支援</p> <p>(新設)</p> <p>イ 潜在保育士への就職あっせん</p> <p>ウ 潜在保育士への求人情報の提供</p> <p>エ 保育所等への雇用管理や求人方法等に関する助言指導</p> <p>オ 研修の企画及びその実施</p> <p>カ その他潜在保育士の再就職支援等に関する事項</p> <p>③・④ (略)</p> <p>⑤ 保育士・保育所支援センター認知度向上のための普及啓発</p> <p>支援センターの認知度を向上させ、潜在保育士に支援センターを積極的に活用してもらうための以下の業務を行う。</p> <p>ア 潜在保育士の掘り起こし等に関するこれまでの活動実績や取組内容を紹介するシンポジウムの開催</p> <p>イ 集客力の高い施設での出張相談会の開催</p> <p>(新設)</p> <p>ウ その他支援センターの認知度向上のための取組の実施</p> <p>⑥ (略)</p>
--	--

<p>⑦ 潜在保育士等マッチング強化事業 <u>支援センター</u>にマッチングシステムを導入（既に導入済みの場合は、改修）することで、①で実施している潜在保育士の再就職支援等について、潜在保育士等のニーズに合わせた、きめ細かいマッチングを実施する。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4 留意事項 (1) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 3の⑦の事業を実施する場合、<u>支援センター</u>における求人・求職の合計件数について、下記の目標値を設定し、達成した場合に補助を行う。達成できなかった場合は、減額して補助を行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>別添 10 (略)</p> <p><u>別添 11</u></p> <p>保育士・保育の現場の魅力発信事業</p> <p>1 事業の目的 <u>保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、保育士という職業や保育の現場の魅力発信や保育士が相談しやすい体制を整備し、保育士確保や就業継続を図ることを目的とする。</u></p>	<p>⑦ 潜在保育士等マッチング強化事業 <u>保育士・保育所支援センター</u>にマッチングシステムを導入（既に導入済みの場合は、改修）することで、①で実施している潜在保育士の再就職支援等について、潜在保育士等のニーズに合わせた、きめ細かいマッチングを実施する。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>4 留意事項 (1) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 3の⑦の事業を実施する場合、<u>保育士・保育所支援センター</u>における求人・求職の合計件数について、下記の目標値を設定し、達成した場合に補助を行う。達成できなかった場合は、減額して補助を行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>別添 10 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

2 実施主体

3 (1) は、都道府県又は指定都市とする。なお、都道府県又は指定都市が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 (2) は、都道府県又は市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）とする。なお、都道府県又は市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

(1) 保育士という職業や保育の現場の魅力発信

① 業務内容

保育士は、子どもの育ちに関する高度な専門知識を持つ専門職であり、多くの子どもを見守りながら育み続けることができる魅力あふれる仕事であることなどについて、厚生労働省で作成する保育技術の見える化などの情報発信のプラットフォームを活用しつつ、保育体験イベントの実施や情報発信サイトの開設、進路指導担当や中高生などに対する魅力発信等の広報を実施する。

② その他

本事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 魅力発信の内容や方法は、厚生労働省で開催した「保育の現場・職業の魅力向上検討会」の報告書（令和2年9月30日公表）も参考にすること。

イ 実施主体は、保育士・保育所支援センター等の関係機関とも連携を図ること。

(2) 保育士が相談しやすい体制整備

1) 保育士の相談窓口の設置

① 業務内容

保育士が保育現場で就業しやすくなるよう、就労条件や保育の長

時間化、子育て支援をめぐる保護者との関係性、メンタルヘルスなどについて、保育所長経験者など外部人材に相談しやすい環境を整備する。また、相談内容に応じて、保育所等に対して、必要な指導・助言を行う。

② その他

本事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 相談窓口の設置に当たっては、心理職又は労務管理の専門家などを配置することが望ましく、保育所等への助言・指導に当たっては、市町村とも連携を図ること。

イ 相談者の個人情報の管理には十分注意すること。

ウ SNS等を活用した相談窓口の開設等、相談者の利便性も考慮した方法も検討すること。

2) 新型コロナウイルス感染症に関する相談支援

① 業務内容

保育所等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められるっており、感染対策に関する不安等を抱えて業務にあたっているため、精神的にも多大な負荷を負っている。そのため、医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の支援を行う。

② 対象施設等

ア 放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

イ 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、児童福祉法（昭和22年 法律第164号）第59条の2に基づく届出を行

ついている認可外保育施設、児童厚生施設

③ その他

ア 実施主体は、相談窓口等の設置等の支援を行うに当たり、支援する対象施設等を明確にすることにより、希望する全ての対象施設等が支援を受けることができるよう、施設の所在する市町村と密接に連携・調整を図ること。

イ 24時間365日対応を含めたSNS等を活用した相談窓口の開設等、対象施設等の利便性も考慮した通信手段とすることも検討すること。

「認可保育所等設置支援事業の実施について」新旧対照表（案）

改正後	現行
<p> 鹿児島0331第30号 平成29年3月31日 子発0424第1号 平成30年4月24日 子発0329第18号 平成31年3月29日 子発1128第1号 令和元年11月28日 子発0207第1号 令和2年2月7日 子発0312第3号 令和2年3月12日 子発0331第10号 令和2年3月31日 子発0501第2号 令和2年5月1日 子発0204第2号 令和3年2月4日 </p> <p> 第一次改正 第二次改正 第三次改正 第四次改正 第五次改正 第六次改正 第七次改正 第八次改正 第九次改正 </p>	<p> 鹿児島0331第30号 平成29年3月31日 子発0424第1号 平成30年4月24日 子発0329第18号 平成31年3月29日 子発1128第1号 令和元年11月28日 子発0207第1号 令和2年2月7日 子発0312第3号 令和2年3月12日 子発0331第10号 令和2年3月31日 子発0501第2号 令和2年5月1日 子発0204第2号 令和3年2月4日 子発※第※号 令和3年※月※日 </p> <p> 第一次改正 第二次改正 第三次改正 第四次改正 第五次改正 第六次改正 第七次改正 第八次改正 第九次改正 </p>
<p> 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長 </p>	<p> 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長 </p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p>
<p>認可保育所等設置支援事業の実施について</p> <p>地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保等に必要措置を総合的に講ずること、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができると期待する環境整備を行うため、認可保育所等設置支援事業を次より実施し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。なお、本通知の施行に伴い、平成28年7月4日鹿児島0704第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等改修費等支援事業の実施について」、平成28年7月4日鹿児島0704第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所設置促進事業の実施について」、平成27年4月13日鹿児島0413第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行調査費等支援事業の実施について」、平成27年4月13日</p>	<p>認可保育所等設置支援事業の実施について</p> <p>地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保等に必要措置を総合的に講ずること、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができると期待する環境整備を行うため、認可保育所等設置支援事業を次より実施し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。なお、本通知の施行に伴い、平成28年7月4日鹿児島0704第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等改修費等支援事業の実施について」、平成28年7月4日鹿児島0704第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所設置促進事業の実施について」、平成27年4月13日鹿児島0413第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行調査費等支援事業の実施について」、平成27年4月13日</p>

<p>雇児発0413第25号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行移転費等支援事業の実施について」、平成27年4月13日雇児発0413第26号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民有地マッチング事業の実施について」又は平成27年4月13日雇児発0413第27号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育環境改善等事業の実施について」は、平成29年3月31日限りで廃止する。ただし、平成28年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の目的 平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業及び小規模保育事業の推進、「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を進めるため、賃貸物件による保育所又は幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）（以下、「保育所等」という。）を設置するための改修、賃貸物件等により新たに小規模保育事業を設置するための改修、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業への移行に当たって必要となる改修、家庭的保育事業の実施場所にかかる改修及び幼稚園における長時間預かり保育の実施に必要な改修等に要する経費を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別添1</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業の内容 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等 賃貸物件により、保育所等を新設、定員の拡大、老朽化又は、駅周辺など保育ニーズのある地域への移転や災害危険区域等からの移転、近隣のテナント等に空きが出た場合であって、定員の拡大にかかわらず、乳児室又は保育室等を増室するための改修に伴い必要となる経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。）の一部を補助する。） (2) 小規模保育改修費等 賃貸物件等を活用した小規模保育事業所を新設、定員の拡大、老朽化又は、駅周辺など保育ニーズのある地域への移転や災害危険区域等からの移転、近隣のテナント等に空きが出た場合であって、定員の拡大にかかわらず、乳児室又は保育室等を増室するための改修に伴い必要となる経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。）の一部を補助する。）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>別添2～5 (略)</p>	<p>雇児発0413第25号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行移転費等支援事業の実施について」、平成27年4月13日雇児発0413第26号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民有地マッチング事業の実施について」又は平成27年4月13日雇児発0413第27号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育環境改善等事業の実施について」は、平成29年3月31日限りで廃止する。ただし、平成28年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の目的 平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業及び小規模保育事業の推進、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を進めるため、賃貸物件による保育所又は幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）（以下、「保育所等」という。）を設置するための改修、賃貸物件等により新たに小規模保育事業を設置するための改修、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業への移行に当たって必要となる改修、家庭的保育事業の実施場所にかかる改修及び幼稚園における長時間預かり保育の実施に必要な改修等に要する経費を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別添1</p> <p style="text-align: center;">保育所等改修費等支援事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業の内容 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等 賃貸物件により、保育所等を新設、定員の拡大、老朽化に伴い必要となる経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。）の一部を補助する。） (2) 小規模保育改修費等 賃貸物件等を活用した小規模保育事業所を新設、定員の拡大、老朽化に伴い必要となる経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。）の一部を補助する。）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>別添2～5 (略)</p>
--	---

(別添)

○新旧対照表（「多様な保育促進事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第4号））

新	旧
<p>雇児発0417第4号 平成29年4月17日 一次改正子発0607第1号 平成30年6月7日 二次改正子発0329第20号 平成31年3月29日 三次改正子発0401第1号 令和2年4月1日 四次改正子発※※第※号 令和3年※月※日</p>	<p>雇児発0417第4号 平成29年4月17日 一次改正子発0607第1号 平成30年6月7日 二次改正子発0329第20号 平成31年3月29日 三次改正子発0401第1号 令和2年4月1日</p>
<p>都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p>	<p>都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>多様な保育促進事業の実施について</p> <p>子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、地域の実情に応じた需要に対応する多様な保育促進事業を次により実施し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>多様な保育促進事業の実施について</p> <p>子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、地域の実情に応じた需要に対応する多様な保育促進事業を次により実施し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。</p>

新	旧
<p>については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援推進保育事業の実施について」は、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。</p>	<p>については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援推進保育事業の実施について」は、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>第 1 事業の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育利用支援事業 2 3 歳児受入れ等連携支援事業 3 医療的ケア児保育支援事業 4 家庭支援推進保育事業 5 広域的保育所等利用事業 6 待機児童対策協議会推進事業 7 新たな待機児童対策提案型事業 8 保育所等における要支援児童等対応推進事業 	<p>第 1 事業の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育利用支援事業 2 3 歳児受入れ等連携支援事業 3 医療的ケア児保育支援モデル事業 4 家庭支援推進保育事業 5 広域的保育所等利用事業 6 待機児童対策協議会推進事業 7 新たな待機児童対策提案型事業 8 保育所等における要支援児童等対応推進事業
<p>第 2 事業の実施</p> <p>各事業の実施及び運営は、次によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育利用支援事業実施要綱（別添 1） 2 3 歳児受入れ等連携支援事業実施要綱（別添 2） 3 医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱（別添 3） 4 家庭支援推進保育事業実施要綱（別添 4） 	<p>第 2 事業の実施</p> <p>各事業の実施及び運営は、次によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育利用支援事業実施要綱（別添 1） 2 3 歳児受入れ等連携支援事業実施要綱（別添 2） 3 医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱（別添 3） 4 家庭支援推進保育事業実施要綱（別添 4）

新	旧
<p>5 広域的保育所等利用事業実施要綱（別添5）</p> <p>6 待機児童対策協議会推進事業実施要綱（別添6）</p> <p>7 新たな待機児童対策提案型事業実施要綱（別添7）</p> <p>8 保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱（別添8）</p> <p>（別添1）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施主体 実施主体は、『「子育て安心プラン」の実施方針について』に基づき「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けた市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>5 広域的保育所等利用事業実施要綱（別添5）</p> <p>6 待機児童対策協議会推進事業実施要綱（別添6）</p> <p>7 新たな待機児童対策提案型事業実施要綱（別添7）</p> <p>8 保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱（別添8）</p> <p>（別添1）</p> <p>1 事業の目的 保育所、認定こども園、特定地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）の入所のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入所予約の仕組みを設けることにより、職場復帰に向けた保育所等入所時期に関する保護者の不安を解消することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、『「子育て安心プラン」の実施方針について』に基づく「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けた市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容 保護者が、職場復帰に向け、育児休業を切り上げることなく1年間取得することができるよう、育児休業終了後の入所予約の仕組みを設けるために必要な費用の一部を補助する事業。</p>

保育利用支援事業実施要綱

保育利用支援事業実施要綱

新	旧
	<p>4 実施要件</p> <p>以下の(1)及び(2)のいずれか又は両方を実施するものとする。</p> <p>(1) 代替保育利用支援</p> <p>① 対象者</p> <p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法令（以下「関係法令」という。）により、対象児童が1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、翌4月1日からの保育所等への入所を希望し、育児休業終了後から保育所等に入所するまでの間、一時預かり事業等の市町村が適切と認めためた代替保育を利用する者。</p> <p>② 実施方法</p> <p>対象児童が1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、翌4月1日からの保育所等の入所予約の申込みを受け付けた上で、育児休業終了後から保育所等に入所するまでの間に利用する代替保育の利用料を補助する。</p> <p>利用料補助の方法としては、以下のいずれかによる。</p> <p>ア 対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が当該軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法</p> <p>イ 対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当該利用料を軽減又は免除する額を補助する方法</p> <p>(2) 予約制導入に係る体制整備</p> <p>① 対象者</p>

新	旧
	<p>関係法令により、対象児童が1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、育児休業終了後（年度途中）に保育所等への入所を希望する者。</p> <p>② 対象施設 保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所。</p> <p>③ 実施方法 対象施設となる保育所等において、4月1日から対象児童が予約した入所日に入所するまでの間、保護者や市町村との連絡調整、保護者への相談対応等を行う保育士等の配置を行うために必要な費用の一部を補助する。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 「入所予約」とは、保護者の育児休業終了後の保育所等への入所の円滑化を図るため、育児休業終了までに、あらかじめ行う保育所等への入所申込をいう。入所予約の受入れ人数及び受入れ時期については、地域の保育ニーズや地域資源の状況を踏まえた上で、入所予約を利用しない者の保育所等の利用を過度に妨げることのないよう市町村において適切に実施すること。</p> <p>(2) 市町村は、入所予約を利用しない者との不公平が生じないよう、入所予約を利用する者について、保育の必要度についての指数が一定以上の者とする等の要件を付すなど、適切な事業実施に努めること。</p> <p>(3) 市町村は、入所予約の申込みに係る要件や制度の内容について、広報等を通じて保護者に周知すること。</p> <p>(4) 市町村は、入所予約の申込みをした者について、保育の必要性の認定及び利用調整を行い、結果について保護者に通知を行うこと。また、入</p>

新	旧
<p>(別添2) (略)</p> <p>(別添3)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>医療的ケア児保育支援事業実施要綱</p>	<p>所予約の申込みをしたが利用できなかった者についても、ニーズを適切に把握し、必要な支援を行うこと。</p> <p>(5) 地域の保育ニーズを適切に把握し、入所予約制の導入とあわせて、保育所等の保育の提供に係る整備等を積極的に行うこと。</p> <p>6 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(別添2) (略)</p> <p>(別添3)</p> <p>医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 この事業の実施主体は、都道府県又は市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）とする。</p>

新	旧
<p>4 実施方法</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 対象事業</p> <p>医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、次の①を実施するとともに、②から⑦までの取組を複合的に実施するよう努めること。</p>	<p>なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、都道府県等は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組みむとともに、委託等先から定期的な報告を求めるとする。</p> <p>3 事業の内容</p> <p>都道府県等において保育所等に、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）である保育士等や看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を配置し、医療的ケアに従事させることや、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等の取組を行い、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備し、地域生活支援の向上を図る事業。</p> <p>4 実施方法</p> <p>(1) 対象児童</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童</p> <p>(2) 対象施設</p> <p>保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所</p> <p>(3) 対象事業</p> <p>医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、以下の①に加え、必要に応じて②から⑦の取組を複合的に実施する。</p>

新	旧
<p>① 都道府県等において、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に、医療機関との連携の下、認定特定行為業務従事者である保育士等又は看護師等、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する。</p> <p>なお、医療機関等において雇い上げた看護師等を保育所等に派遣する方法も可能とする。</p> <p>② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士等が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講を支援する<u>次に掲げる取組を実施する。</u></p> <p>ア 保育士等の研修受講に係る費用の補助</p> <p>イ 保育士等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助（ただし、子どものための教育・保育給付交付金において給付の対象となる保育士1人当たり年間3日分を除く。）</p> <p>③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う。</p> <p>④ 都道府県等において、「医療的ケア児保育支援者」を配置し、管内保育所等に対し、医療的ケア児の受入れ等に関する支援・助言を行う。</p> <p>なお、「医療的ケア児保育支援者」は、看護師等又は喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した者の配置に努めること。</p> <p>⑤ 都道府県等において、保育所における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定を行う。</p> <p>⑥ 都道府県等において、保育所における医療的ケア児の受入れを検討</p>	<p>① 都道府県等において、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に、医療機関との連携の下、認定特定行為業務従事者である保育士等又は看護師等、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する。</p> <p>なお、医療機関等において雇い上げた看護師等を保育所等に派遣する方法も可能とする。</p> <p>② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士等が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講を支援する<u>以下の取組。</u></p> <p>ア 保育士等の研修受講に係る費用の補助</p> <p>イ 保育士等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助（ただし、子どものための教育・保育給付交付金において給付の対象となる保育士1人当たり年間3日分を除く。）</p> <p>③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う。</p> <p>④ 都道府県等において、「医療的ケア児保育支援者」を配置し、管内保育所等に対し、医療的ケア児の受入れ等に関する支援・助言を行う。</p> <p>なお、「医療的ケア児保育支援者」は、看護師等又は喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した者の配置に努めること。</p> <p>⑤ 都道府県等において、保育所における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定を行う。</p> <p>⑥ 都道府県等において、保育所における医療的ケア児の受入れを検討</p>

新	旧
<p>するための検討会等を設置し、関係機関等との連携体制を構築する。</p> <p>⑦ その他、保育所等における医療的ケア児の受入れに資する事業を実施する。</p> <p>(4) 留意事項</p> <p>本事業は、保育所等において、単に(3)①に掲げる医療的ケアを実施することが目的ではなく、都道府県等が、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関とも連携を図り、保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すものであることを踏まえた上で、次の①から⑥までに掲げる事項について十分留意して実施すること。</p> <p>① 医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所等において児童の様態や成長に合わせた支援を行うため、医師や看護師、都道府県等職員等を含めた検討会議を設け、受入の可否を判断するとともに、保育内容については、医療機関等と連携し、集団における子どもの育ちに着目した指導計画及び支援計画を作成するなど、適切な保育の実施につなげること。</p> <p>② 医療的ケア児の受入れの検討に当たっては、単に医療的ケアの観点だけでなく、障害特性に応じた支援が必要となる場合があることにも留意し、関係機関等とも連携した支援体制について検討を行うこと。</p> <p>③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等においては、対象児童の主治医及び保護者等との協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。</p> <p>④ 保健、医療、障害福祉、教育機関等の関係機関との連携の下、訪問指導や健康診査等の母子保健施策又は保育コンシェルジュ等の活用も図りながら、医療的ケア児の保育ニーズを適切に把握し、必要に応じて保育所等の利用についての情報提供の在り方についても検討すること。</p>	<p>するための検討会等を設置し、関係機関等との連携体制を構築する。</p> <p>⑦ その他、保育所等における医療的ケア児の受入れに資する事業。</p> <p>(4) 留意事項</p> <p>新規</p> <p>① 医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所等において児童の様態や成長に合わせた支援を行うため、医師や看護師、都道府県等職員等を含めた検討会議を設け、受入の可否を判断するとともに、保育内容については、医療機関等と連携し、支援計画を作成するなど、適切な保育の実施につなげること。</p> <p>新規</p> <p>② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等においては、対象児童の主治医及び保護者等との協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。</p> <p>③ 保健、医療、障害福祉、教育機関等の関係機関との連携の下、訪問指導や健康診査等の母子保健施策又は保育コンシェルジュ等の活用も図りながら、医療的ケア児の保育ニーズを適切に把握し、必要に応じて保育所等の利用についての情報提供の在り方についても検討すること。</p>

新	旧
<p>とが望ましい。</p> <p>⑤ <u>保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制の整備に当たっては、医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえつつも、対象児童の地域生活を支援するという観点にも十分留意した上で取り組むこと。</u></p> <p>5 個人情報の保護 (略)</p> <p>削除</p> <p>6 費用 国は、上記4（3）に掲げる事業に要する費用の一部について、別に定め</p>	<p>とが望ましい。</p> <p><u>新規</u></p> <p>5 個人情報の保護 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。 また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。 なお、本事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。</p> <p>6 実施主体の選定及び事業の評価 <u>（1）国は、上記4（3）に掲げる事業を実施する都道府県等について、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす都道府県等のうち、厚生労働省が設置する検討委員会による事業内容の審査を経て決定する。</u> <u>（2）当該事業を実施した都道府県等は、当該事業の成果等をまとめた報告書及び別に定める様式による実施状況について、翌年度4月10日までに、厚生労働大臣宛て提出すること。</u> <u>（3）当該都道府県等は、事業の適切な実施を期するため、当該検討委員会において事業に対する評価を受けるものとする。</u></p> <p>7 費用 国は、上記4（3）に掲げる事業に要する費用の一部について、別に定め</p>

新	旧
<p>るところにより補助するものとする。</p> <p>(別添4) (略)</p> <p>(別添5)</p> <p>広域的保育所等利用事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>るところにより補助するものとする。</p> <p>(別添4) (略)</p> <p>(別添5)</p> <p>広域的保育所等利用事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的</p> <p>送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある以下の(1)～(10)の施設・事業(以下「保育所等」という。)の利用を可能にするとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所(公園、広場、神社境内等。以下同じ。)の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>(1) 保育所 (2) 認定こども園 (3) 小規模保育事業 (4) 家庭的保育事業 (5) 事業所内保育事業 (6) 地方自治体における単独保育施策において児童を保育している施設 (7) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の補助を受けている施設 (8) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2に規定す</p>

新	旧
	<p>る仕事・子育て両立支援事業に係る企業主導型保育事業を実施している施設</p> <p>(9) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号若しくは同項第3号の区分に係る認定を受けた児童を受け入れる施設又は一時預かり事業（幼稚園型）若しくは私学助成等により預かり保育を実施している施設に限る。）</p> <p>(10) 特定教育・保育施設として確認を受けていない幼稚園であって一時預かり事業（幼稚園型）又は私学助成等により預かり保育を実施している施設</p> <p>2 事業の内容</p> <p>本事業は、保育所等又は屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎の実施に当たって必要となる次の（1）～（3）に掲げる経費について補助を行うものである。</p> <p>ただし、保育士等の雇上げに係る経費について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、補助の対象としない。</p> <p>（1） こども送迎センター等事業</p> <p>① こども送迎センター事業</p> <p>保護者にとつて利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置することでも送迎センター（以下「送迎センター」という。）から各保育所等への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。</p> <p>② 自宅等送迎事業</p>

新	旧
<p>4 実施要件</p> <p>(1) こども送迎センター等事業</p> <p>① こども送迎センター事業</p> <p>ア～ケ (略)</p>	<p>児童の自宅又は自宅近くの安全に待機できる場所から、各保育所等への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。</p> <p>(2) 代替屋外遊戯場送迎事業</p> <p>保育所等と同一敷地内の屋外遊戯場又は保育所等の付近にある屋外遊戯場に代わる場所で十分な活動ができないおそれがある場合、各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。</p> <p>(3) こども送迎センター設置改修事業</p> <p>(1) の事業を実施するために既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。</p> <p>3 実施主体</p> <p>実施主体は、市町村（特別区含む。以下同じ。）とする。</p> <p>なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>4 実施要件</p> <p>(1) こども送迎センター等事業</p> <p>① こども送迎センター事業</p> <p>ア 対象児童は、市町村が定める基準に基づき保育の必要性の認定を受けた児童であつて、居住地と入所可能な保育所等が離れている等、送迎が必要な児童とする。</p> <p>イ 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所等を決めること。また、複数の保育所等の共同利用、単</p>

新	旧
	<p> 独の保育所等の利用のどちらも事業の対象とし、複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。 ウ 対象児童が本事業を利用する時間は、当該児童が在籍する保育所等ごとに、送迎付き添い保育士等を配置し、原則、児童の在籍する保育所等の保育士等が保護者から児童を預かること。ただし、必要な場合は送迎センターに保育士等を配置することも可とする。 エ 送迎センターを開所している間については、本要綱に定める他、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に定める「認可外保育施設指導監督基準」を参考に、安全かつ安心な預かりがでできる施設の設備及び職員の配置等により送迎センターでの預かりを行うこと。 オ 送迎センターの開所時間は、午前2時間、午後3時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。 カ 送迎センターの実施場所は、保護者が利用しやすい場所を考慮し、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等を利用することも差し支えない。 キ ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号の基準を満たすこと。 ク 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。 ケ 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。 ケ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費 </p>

新	旧
<p>コ <u>保育所等の児童の送迎に支障のない限りにおいて、送迎センターから子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子育て支援事業（同項第1号、第9号、第10号（上記1の（9）又は（10）に該当する場合を除く。）又は第12号に規定する事業に限る。）を実施している施設への児童の送迎を行うことは差し支えないこと。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2) 代替屋外遊戯場送迎事業</p>	<p>の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の有償運送の許可が必要であること。</p> <p><u>新規</u></p> <p>② 自宅等送迎事業</p> <p>ア 対象児童は、市町村が定める基準に基づき保育の必要性の認定を受けた児童であつて、居住地と入所可能な保育所等が離れている等、送迎が必要な児童とする。</p> <p>イ 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所等を決めること。また、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象とし、複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。</p> <p>ウ 対象児童が本事業を利用する時間は、当該児童が在籍する保育所等ごとに、送迎付き添い保育士等を配置し、原則、児童の在籍する保育所等の保育士等が保護者から児童を預かること。</p> <p>エ 送迎方法・経路及び待機場所の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。</p> <p>オ 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。</p> <p>カ 自家用車で送迎を行う場合であつて、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法第78条第3号の有償運送の許可が必要であること。</p> <p>(2) 代替屋外遊戯場送迎事業</p>

新	旧
(略)	<p>① 対象児童は、屋外遊戯場に代わる場所を利用するために送迎が必要な児童とする。</p> <p>② 保育所等は、本事業により利用する屋外遊戯場に代わる場所を、本事業の利用に際し事前に市町村に登録すること。また、本事業については、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象とし、複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。</p> <p>③ 保育所等ごとに、在籍する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置すること。</p> <p>④ 屋外遊戯場に代わる場所については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保されていること。具体的には、面積は児童1人につき3.3㎡以上であり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）等、保育所等がそれぞれ遵守すべき施設の設備及び職員の配置等に関する基準を遵守すること。</p> <p>あわせて、屋外遊戯場に代わる場所については、本事業の送迎により、保育所等の在園児が日常的に使用できる距離とし、移動に当たって安全が確保されていること。</p> <p>⑤ 屋外遊戯場に代わる場所については、保育所等の関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有する必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等、保育所等による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。</p> <p>⑥ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。</p> <p>⑦ 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、保護者、保育</p>

新	旧
<p>5・6 (略)</p> <p>(別添6)・(別添7) (略)</p>	<p>所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。</p> <p>⑧ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法第78条第3号の有償運送の許可が必要であること。</p> <p>5 留意事項 本事業の実施に当たっては、複数児童の利用見込みがあるなど、地域のニーズを適切に把握した上で実施すること。 また、保育所等のうち、上記1の(6)～(10)の施設・事業において、単独の施設等の利用により本事業を実施する場合には、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」(平成28年4月7日雇児発0407第2号)に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村であることが要件であること。 ただし、この場合であっても、上記1の(10)の施設については、単独の施設等の利用により本事業を実施することはできず、上記1の(1)～(9)の施設・事業との共同利用により本事業を実施すること。</p> <p>6 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(別添6)・(別添7) (略)</p>

新	旧
<p>(別添 8)</p> <p>保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業内容 (1) 地域連携推進員の配置 保育所等に、要支援児童等への適切な支援や関係機関等との関係性の構築を図るための「地域連携推進員」を配置する。 <u>地域連携推進員を配置する保育所等には、保護者が気軽に相談できる身近な相談場所としての役割が求められることから、(2)①に掲げる業務については、当該保育所等において実施することを原則とするが、当該保育所等からの距離等を勘案し、保護者への日常的かつ効果的な相談支援が</u></p>	<p>(別添 8)</p> <p>保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 保育所、認定こども園、小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童、要保護児童及びその保護者（以下「要支援児童等」という。）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 この事業の実施主体は、児童福祉法第 25 条の 2 に基づく、要保護児童対策地域協議会を設置し、構成する関係機関等に保育所等の関係者が参加している市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）とする。 なお、市町村等が認められた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業内容 (1) 地域連携推進員の配置 保育所等に、要支援児童等への適切な支援や関係機関等との関係性の構築を図るための「地域連携推進員」を配置する。</p>

新	旧
<p>実施できると市町村等が認める場合には、適切な場所において実施することができ。</p> <p>(2) 地域連携推進員の業務</p> <p>地域連携推進員は、次の業務を行うものとする。</p> <p>① 保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援</p> <p>② 市町村や関係機関と連携し、要支援児童等の心身の状態や家庭での生活、養育の状態等の適切な把握及び情報の共有</p> <p>③ 要保護児童対策地域協議会が開催する個別ケース検討会議に参加し、関係機関への情報の提供及び支援方針や具体的な支援内容の共有</p> <p>④ 保育所等における要支援児童等の出欠状況等について、市町村や児童相談所への定期報告の実施</p> <p>⑤ 他の保育所等や事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び企業主導型保育事業を実施している施設への巡回支援</p> <p>⑥ 子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等の実施</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>(2) 地域連携推進員の業務</p> <p>地域連携推進員は、次の業務を行うものとする。</p> <p>① 保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援</p> <p>② 市町村や関係機関と連携し、要支援児童等の心身の状態や家庭での生活、養育の状態等の適切な把握及び情報の共有</p> <p>③ 要保護児童対策地域協議会が開催する個別ケース検討会議に参加し、関係機関への情報の提供及び支援方針や具体的な支援内容の共有</p> <p>④ 保育所等における要支援児童等の出欠状況等について、市町村や児童相談所への定期報告の実施</p> <p>⑤ 他の保育所等への巡回支援</p> <p>⑥ 子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等の実施</p> <p>(3) 地域連携推進員の要件</p> <p>地域連携推進員は、以下に掲げる要件のいずれかを満たしている者とする。</p> <p>① 保育士</p> <p>② 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>③ 保健師</p> <p>④ 看護師</p> <p>⑤ その他、本事業を適切に実施できる者として実施主体が認めた者</p> <p>4 個人情報の保護</p> <p>事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。</p>

新	旧
	<p>また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。 なお、本事業を実施する市町村等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。</p> <p>5 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>

(案)

子保発○第○号
令和3年○月○日

各 都道府県 保育関係行政主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局保育課長
(公 印 省 略)「令和3年度新たな待機児童対策提案型事業」に係る
提案募集について

標記について、「令和3年度新たな待機児童対策提案型事業」の採択を行うため、別添「令和3年度新たな待機児童対策提案型事業募集要領」に基づき、下記のとおり、応募書類を提出願います。

なお、都道府県におかれては、貴管内市区町村（指定都市、中核市を含む。以下同じ）へ周知方よろしくお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 「令和3年度新たな待機児童対策提案型事業」の提案募集について（別紙1）
- (2) 令和3年度新たな待機児童対策提案型事業実施計画書（別紙2）
- (3) 令和3年度新たな待機児童対策提案型事業所要額内訳書（別紙3）
- (4) （団体等に委託する場合）委託先団体等の概況書（別紙4）

2 提出期限

令和3年5月31日（月）（期限厳守）

3 提出方法

郵送及び電子メールにて提出

※ 貴管内市区町村の実施事業については、貴管内市区町村で提出書類を作成し、都道府県において書類をとりまとめの上、提出願います。

4 提出先

(郵送先) 〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省子ども家庭局保育課 待機児童対策係

(アドレス) taikijidou@mhlw.go.jp

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局

保育課 待機児童対策係

TEL 03-5253-1111 (内線 4840)

FAX 03-3595-2674

令和 3 年度新たな待機児童対策提案型事業募集要領（案）

本事業は、待機児童対策協議会（以下、「協議会」という。）に参加する地方公共団体が、地域の実情に応じ、待機児童解消等に向けた先駆的な取組を実施することにより、待機児童対策の一層の推進を図ることを目的としている。

このため、本事業の募集要領について以下のとおり定めるので、提案団体は各事項に留意の上、応募されたい。

1 実施主体（提案主体）

実施主体は、協議会を設置した都道府県又は協議会に参加し、かつ子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第 8 条（平成 30 年内閣府令第 21 号）に該当する市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）（以下、「都道府県等」という。）又は都道府県等が認めた者とする。

なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、都道府県等は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

2 事業の内容

都道府県等が提案する待機児童解消等に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

3 実施要件

（1）対象事業

本事業は、以下のいずれかに該当する事業で、協議会に諮ったものを対象とする。

- ① 保育の受け皿拡大を図る事業
- ② 保育人材の確保を図る事業
- ③ 多様な保育の促進を図る事業
- ④ その他、特に待機児童解消に資すると考えられる事業

（2）対象外の事業

以下のいずれかに該当する事業については、本事業の対象としないものとする。

- ① 国庫補助等の対象である事業、又は国庫補助等の対象である事業の補助金額等の上乗せや補助対象の拡大に当たる事業
- ② 過去に一般財源化された国庫補助事業等
- ③ 前年度までに取組実績のある既存の地方単独事業（既存事業の実施箇所数の増等を含む）
- ④ 認可外保育施設であって、認可保育所等への移行を目指していない施設を対象とした事業
- ⑤ 現金給付等（バウチャー等を含む）を行う事業

（3）評価指標（KPI）の設定等

- ① 事業の実施にあたり、来年度 4 月 1 日時点の待機児童数をゼロにする（当該年度に待

機児童が存在しない場合は、次年度においてそれを維持する)ことを評価指標(KPI)として必ず設定すること。

あわせて、提案する事業に関連した評価指標(KPI)を設定すること。

- ② 評価指標(KPI)は、都道府県等のホームページ等により、事業の取組内容等とともに公表するなど「見える化」を行うこと。
- ③ ①により設定した評価指標(KPI)を達成できなかった場合は、その要因を分析し、国に報告すること。なお、政策効果が低いと認められる場合は、補助金を返還させることがある。

(4) 事業周知のための広報媒体の作成

- ① 実施した取組を全国的に展開できるよう広報媒体を作成すること。
- ② 広報媒体については、全国会議(部局長会議等)や厚生労働省ホームページにおいて公表する場合があること。

4 事業の採択について

以下の点等を総合的に審査の上、予算の範囲内で採否を決定する。

- ① 事業実施計画、所要額内訳書、委託先団体等の概況書(団体に委託する場合)の記載内容について不備がないこと。
- ② 本募集要領の規定に合致していること。
- ③ 地域の実情や特殊性を踏まえ、地域の課題に対応した事業であること。
- ④ 創意工夫や先駆性があり、他の地方公共団体等にも参考となり得るような汎用性があること。
- ⑤ 事業内容から評価指標(KPI)が適切に設定されていると見込まれること。

5 応募方法

(1) 提出書類

提案募集のための提出書類は以下の①～④とする。(提出にあたっては、全てA4用紙片面印刷によること。)

- ① 「令和3年度新たな待機児童対策提案型事業」の提案応募について(別紙1)
- ② 令和3年度新たな待機児童対策提案型事業実施計画書(別紙2)
- ③ 令和3年度新たな待機児童対策提案型事業所要額内訳書(別紙3)
- ④ (団体等に委託する場合)委託先団体等の概況書(別紙4)

なお、事業を実施した地方公共団体は、実施状況報告書を提出することとする。

実施状況報告のための提出書類は以下の⑤～⑧とする。(提出にあたっては、全てA4用紙片面印刷によること。)

- ⑤ 「令和3年度新たな待機児童対策提案型事業」の実施状況報告について(別紙5)
- ⑥ 令和3年度新たな待機児童対策提案型事業実施状況報告書(別紙6)
- ⑦ 令和3年度新たな待機児童対策提案型事業実績額内訳書(別紙7)
- ⑧ 広報資料

(2) 提出期限

- ① 提案募集のための提出書類の提出期限は以下のとおりとする。

令和3年5月31日（月）

※ 提出期限を超過して届いた提出期限については、受け付けないので、締め切りの厳守について、特に留意すること。

- ② 実施状況報告のための提出書類の提出期限は以下のとおりとする。

令和4年4月8日（金）

(3) 提出方法及び提出先

- (1) の提出書類は、郵送及び電子メールにて提出することとする。

(郵送先) 〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省子ども家庭局保育課 待機児童対策係

(アドレス) taikijidou@mhlw.go.jp

6 補助基準額等

(1) 補助基準額

1 都道府県等当たり年額 10,000 千円

複数の自治体で一の事業を行う場合は、1 事業当たり年額 10,000 千円

(2) 補助率

定額補助 (10/10)

(3) 補助対象経費

事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料等

7 留意事項

- ① 事業終了後に提出する実施状況報告書（以下「報告書」という。）について報告書の他、3（4）の広報媒体も合わせて提出すること。
- ② 複数の都道府県等が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表として選定するなどして、応募を行うこと。（連名による応募は認めない。）
- ③ 提出期限を過ぎてからの提出書類の追加提出や差し替えは認めないこと。
- ④ 必要に応じて、中間報告を求める場合があるので、あらかじめ承知しておくこと。
- ⑤ 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。
- なお、本事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。
- ⑥ 事業の執行状況及び経理状況を調査するため、事業の実施中又は終了後に厚生労働省による現地調査を行う場合があること。